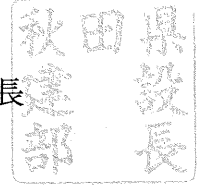


建政 — 1389

令和2年3月18日

各建設業関係団体等の長 様

秋田県建設部長



工事請負契約書に添付する契約事項の一部改正について（通知）

このことについて、令和2年3月5日付け建政-1033にて通知しているところですが、同月10日財務省告示第53号により、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が定める率に変更になりました。

これに伴い、本県が発注する建設工事に係る工事請負契約書に添付する契約事項について、別添のとおり一部を改正しましたのでお知らせします。

つきましては、貴会の会員に対する周知について、御協力くださるようお願いいたします。

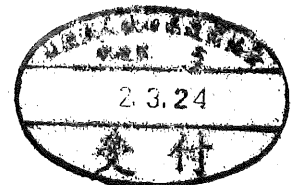
○添付資料

- ・新旧対照表

担当：建設部建設政策課

建設業班

TEL. 018-860-2425



工事請負契約書に添付する契約事項の一部を次のように改正する。
(新旧対照表のとおり)

契約事項 (通常の契約) の一部改正 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---|
| <p>(前払金) 第 35 条 略 2 ～ 10 略 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、年 <u>2.6%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第 51 条 略 2 略 3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額 (第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 又は第 48 条第 3 項の規定によるにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.6%</u> の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 48 条又は第 49 条の規定によるにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならぬ。</p> <p>4 ～ 9 略 (発注者の損害賠償請求等) 第 52 条 略 2 ～ 4 略 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.6%</u> の割合で計算した額とする。 6 略 (受注者の損害賠償請求等) 第 53 条 略 2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.6%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> | <p>(前払金) 第 35 条 略 2 ～ 10 略 11 発注者は、受注者が前項の期間内に超過額を返還しなかつたときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還するまでの期間について、年 <u>2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置) 第 51 条 略 2 略 3 第 1 項の場合において、第 35 条の規定による前払金があつたときは、当該前払金の額 (第 37 条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額) を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第 44 条、第 45 条、第 45 条の 2 又は第 48 条第 3 項の規定によるにあっては、その余剰額に前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 <u>2.7%</u> の割合で計算した額の利息を付した額を、解除が第 48 条又は第 49 条の規定によるにあっては、その余剰額を発注者に返還しなければならぬ。</p> <p>4 ～ 9 略 (発注者の損害賠償請求等) 第 52 条 略 2 ～ 4 略 5 第 1 項第 1 号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、請負代金額から出来形部分に相応する請負代金額を控除した額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.7%</u> の割合で計算した額とする。 6 略 (受注者の損害賠償請求等) 第 53 条 略 2 第 33 条第 2 項 (第 39 条において準用する場合を含む。) の規定による請負代金の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年 <u>2.7%</u> の割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。</p> |